

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6
(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術件数

対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	12
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	4
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	38
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	2
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術	0

・区分4に分類される手術	手術の件数
	94

・その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫形成術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0

令和7年1月22日

NHO舞鶴医療センター 院長